

平成20年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年3月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成20年3月21日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	閉会	平成20年3月21日 午前10時58分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	市民税務課長(本庁)	川原 英夫
	副市長	古賀 一也	保健環境課長(本庁)	山口 久義
	教育長	杉崎 士郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	会計管理者	山口 克美	こども課長(本庁)	井上 嘉徳
	嬉野総合支所長	森 育男	農林課長(本庁)	
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	農業委員会事務局長	
	市民生活部長	中山 逸男	建設課長(本庁)	
	福祉部長	田代 勇	社会教育課長	
	産業振興部長	岸川 久一	総務課長(支所)	
	まち整備部長	江口 幸一郎	市民税務課長(支所)	
	教育次長	桑原 秋則	保健環境課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長(支所)	
	財政課長	田中 明	商工観光課長(支所)	
	企画課長	三根 清和	建設課長(支所)	
地域振興課長(本庁)		水道課長	角 勝義	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成20年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年3月21日（金）

本会議第9日目

午前10時 開 議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第3号 嬉野市長及び副市長並びに嬉野市教育長の給与の特例に関する条例について
- 議案第4号 嬉野市食育推進会議条例について
- 議案第5号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例について
- 議案第6号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について
- 議案第7号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 嬉野市土地開発公社定款の一部変更について
- 議案第21号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第22号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

- 議案第25号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成20年度嬉野市一般会計予算
- 議案第30号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計予算
- 議案第32号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第33号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
- 議案第34号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算
- 議案第35号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第36号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第37号 平成20年度嬉野市水道事業会計予算
- 議案第38号 土地の取得について
- 議案第39号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 発議第3号 障害児保育事業ならびに特別支援教育支援員に対する財政的支援の拡充を国に求める意見書
- 日程第3 発議第4号 障害児保育事業ならびに特別支援教育支援員に対する財政的支援の拡充を佐賀県に求める意見書
- 日程第4 委員長報告
- 日程第5 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。本日が最終日となっておりますので、最後まで気を途切れずに頑張ってくださいと思います。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．討論・採決を行います。

議案第3号 嬉野市長及び副市長並びに嬉野市教育長の給与の特例に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、議案第3号 嬉野市長及び副市長並びに嬉野市教育長の給与の特例に関する条例については否決されました。

次に、議案第4号 嬉野市食育推進会議条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第4号 嬉野市食育推進会議条例については可決されました。

次に、議案第5号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

議案第5号について、反対する立場で討論をいたします。

4月から始まる後期高齢者医療制度は、果たしてどれくらいの方が4月から変わることを知っておられるのか。周知徹底不足であり、高齢者の理解は得られないと私は判断をいたしております。

何もわからない制度を始めること自体、酷なことではありません。本市においても、新年度予算に保険料の特別徴収保険料173,100千円、普通徴収保険料43,280千円が計上されておりますが、対象の人数さえわからないという状況であります。また、実施されるまであと10日余りでございます。まだまだ被保険者の保険証が交付されていないという状況の中で、4月実施は無理と私は判断し、反対する立場で討論をいたします。

終わります。

○議長（山口 要君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから採決します。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第5号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例については可決されました。

次に、議案第6号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例について討論を行います。討論はありますか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

議案第6号に反対の立場から討論を行います。

今回の機構改革案の設置条例は昨年6月議会で提案されましたが、9対10で否決されました。

平成18年1月1日、両町は対等合併を機軸に、新市の名称を嬉野市とし、本庁を塩田庁舎とした総合支所方式を採用しております。今回の提案も、前回と同じく6部制を4部制とするもので、合併後、集中改革プランが策定され、職員の大幅な削減が計画されていくと思われれます。

部長の職務として、政策問題の提起や政策情報の提供並びに政策課題への意見の陳述となっており、その職務を全うするならば、部の事務分掌の幅が広く、部長としての職務が果たせるか疑問もあります。

市長がたび重なる提案を提出されるのは、市長部局の判断と思いますが、その前に、嘱託委員会や対話集会などで市の方針を伝える機会もあつたのではなかったのか。他の市や町では住民への説明会が事前に開かれています。市の運営をつかさどるのは行政ですが、合併して歴史も浅い今日、市民に理解されるガラス張りの行政が今一番問われているのではないかと思います。

厳しい今日の財政難を考えたとき、私は部制の廃止を含めた思い切った改革案を示し、他の市や町に誇れるコスト意識の高揚とサービス業に呈した行政主導の提案を再検討していただきたいと思います。したがって、私はこの提案には反対いたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありますか。田中政司議員。

○7番（田中政司君）

おはようございます。傍聴の皆様方におかれましては、熱心な傍聴ありがとうございます。私は、今回提出をされました議案第6号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例につい

て、賛成の立場から討論をいたします。

この条例改正案は、地方自治法第158条第1項に基づきまして、第2項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素、かつ効率的なものとなるよう、十分配慮しなければならないという規定に倣って改正をされるものであります。

景気低迷の中、減り続ける税収と国や県などの負担金、補助金の大幅な削減、そういう厳しい状況の中、改革プランに基づいた10年間で50名という人員の削減計画。人員が削減されても住民サービスの低下を招かないようにするためには、組織、機構の見直しは当然必要となつてまいります。

今回、提案をされました部設置条例の改正案の中身を見てみますと、大まかに言えば総務部、企画部、健康福祉部、産業建設部の4部制とし、行政のかなめの本部組織を本庁に配置し、産業建設部の実務を総合支所で行うという組織の見直しであります。企画部の中には、新たに新幹線整備課と企業誘致課が新設をされ、今後の嬉野市の発展には欠かせない企業誘致と新幹線の活用策を探るための対応にも配慮をされております。従来の環境課を事業系の産業建設部に移すという、私個人としては一部納得しにくい箇所はあるものの、今回の改正案は、先ほど申し上げました地方自治法第158条第2項の事業の運営が簡素、かつ効率的なものとなるよう配慮しなければならないという規定に値するものと考えます。

形にとらわれず、住民にとって真のサービスを行える市役所の組織機構の改正となるよう、市長のリーダーシップに期待をいたしまして、賛成の討論をいたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第6号 嬉野市部設置条例の全部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第7号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

おはようございます。議案第7号 嬉野市総合支所設置条例の一部改正に反対する立場で討論をいたします。

合併して2年が経過をいたしました。振り返りますと、合併特例法に基づき、国と県のあめとむちにより合併が推進をされました。2市10町の枠組みを初めとする多くの枠組みの議

論を経て、今日の嬉野市が誕生いたしました。そして、市名は嬉野市と決定し、嬉野における事務組織機構の整備方針に基づいて、当面総合支所方式を基本とする管理部門等を集約がなされました。また、調整の具体的内容として、嬉野町の現庁舎は旧所管区域、いわゆる嬉野における地域に身近な住民サービスを提供し、住民との協働によるまちづくりを推進する総合支所とし、現塩田町庁舎においても旧所管区域、いわゆる塩田町を担当する総合支所機能を有するものとするということに基づいて、お互いに確認をし、新市嬉野はスタートいたしました。そして、1年半を経過した昨年6月議会で機構改革の見直しが提案されましたが、時期尚早の意見も多く、今日に至りました。そして、本3月議会において、嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例が提案されました。その中身は、総合支所の権限を変えるもので、現行の地方自治法第155条の第1項の規定に基づいた総合支所を、地方自治法に基づかない総合支所へと見直す内容であります。

議案質疑において、地方自治法第155条に基づかない今回の総合支所は、何に基づいたものかと何度も私は質問しましたが、お答えはいただけませんでした。総合支所長の職務である総合支所の分掌事務を管理し、部下職員の職務について指揮監督することをなぜ削除しなければならないかの、私の初歩的な、切実な疑問に対しても何ら納得できる内容の答弁をいただくことはできませんでした。

私ども議員として、条例案が提案されたとき、その条例が法律や、あるいは政令に基づくものなのか、県の条例に違反していないか、住民の生活に多大な影響を及ぼすことはないか等々、十分にチェックする責務が課せられています。議案質疑をする中で、そのような視点で私は何度も質問をいたしましたわけですが、議案質疑を形骸化させる答弁に終始されました。

合併後、集中改革プランを策定することを総務省から義務づけられ、大幅な職員削減を余儀なくされています。また、来年度、再来年度において、定年退職や若年退職等で大幅な職員減が生じてまいります。合併時に約束した組織機構の調整の具体的な内容を破棄しなければならないのは明白であります。そのような状況を十分把握しているにもかかわらず、姑息な組織機構の見直しを計画させる真意を私は推察することができません。

私自身、今回の条例改正案と組織機構図について、地方自治の研究所に問い合わせもしてみました。市長のできる権限であると思うけれども、市長の補助機関として嬉野総合支所の位置づけをされているようだということで、そこで嬉野総合支所長の権限を、俗に言う骨抜きにされたと理解をいたすところでもあります。そうなりますと、総合支所方式ではないと判断できると思います。地方自治法に基づかない組織であるとするならば、具体的説明があつてしかるべきだというふうに私は考えます。

総合支所方式は崩壊しているのに、総合支所方式と偽らなければならないのか不信は高まるばかりであります。政治的高度な判断とでもお考えなのでしょう。どうか、市長、執行部におかれましては、5年後の要員減も見据え、市長、市民に対して、あるいは私ども議員

に対して明確な説明ができるよう条例案を提示されますよう強く求めまして、私の反対討論といたします。

また、議員の皆様におかれましても、本当に初歩的な常識というのを発揮していただきますようお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

おはようございます。このたびは、私は反対の立場で討論させていただきます。

第1は、この議案は瑕疵ある議案だと思います。

この上程の制定においては、自治法第155条第1項を根拠法として制定された条例であります。このたびの制定においては、議案第7号の根拠になる法律、または法令がなく、議案として提示するのは問題であると思われま。

確かに、現行の総合支所設置条例は、総合支所の権限がその範囲を超えるものであり、法律に基づく処理を必要とする点においては、改正が必要であると思われま。特に第4条においては、地方自治法第155条第1項の規定にそぐわないものであり、この条例の改定は必要があります。第4条の改定は、総合支所長の権限を逸脱するものであり、改定が必要であると思われま。

また、第1条の地方自治法第155条第1項の規定を削除することは、今日の地方自治法の運用、解釈においてもさまざまな解釈があり、地方自治法は憲法第92条にある地方自治の本旨を具現化するためには、地方自治を重要とする見解もあり、可能と思われま。しかし、今日の地方行政のあり方に関しては、地方自治法は重要視しなければならない上に、合併後の機構改革には必要な法律だと思われま。

第2としては、法律の制定の場合においては、その法の趣旨を明確にして、その法律、条例が住民のために功をなすものであり、また住民の意向を十分に盛り込んで制定されるものであり、この第155条第1項の規定は、地方自治法第2条地方自治行政の基本原則においても必要とされます。今後、地方行政の運営に当たっては、地方自治行政の基本原則にのっとりた法令を基本とするような組織機構の改革が必要と思われま。

また、合併後の行政改革の一端としての組織機構改革は、第1には自治体の財政の法律的な運営を目指すものでありますが、合併後の市民の融和と協調の精神を高め、新市の産業、経済基盤を確実に強固にすることであり、今回のような、住民には十分な説明のない機構改革は、合併当時の住民の新市に対する期待や夢に不信感を与えるものでないかと思われま。

今回の合併は、両町の将来をはかり、共鳴し、互いにそれぞれの立場を超えて合意に達し、納得した民意のもとに合併条件として総合支所という機構をつくることを決め、新市の育成を目指すものであります。この条例の制定には、市民に十分な説明が必要であり、このたび

の法令制定の趣旨には反するものがあります。

以上の3点から、今回の条例制定には反対を表明いたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

議案第7号に反対する立場から討論いたします。

先ほど2名の方が詳しく申されましたので、私はそういうふうな条文を述べた部分で文言といたします。

議案第6号と関連し、提案された議案第7号は、総合支所設置条例第4条の規定に基づく権限を外し、嬉野地域の総合町政の事務のみを分掌させ、または総合支所長の職務については、事務の管理、職員の服務、さらには指導監督の指揮権もなく、ただ上司の命を受けて一般的な意見を述べるにとどまっているが、本来、支所職員の指導監督は支所長が行うべきであり、変更改正後の職務権限の範囲では、支所長としての存在が無意味なものになるのではないのでしょうか。このような総合支所方式を逸脱した提案は、融和と感性を目指す市長の公約にも矛盾するものではないのでしょうか。

支所長は、職員とともに汗を流しながら、支所の先頭に立って指揮監督を行い、支所業務の運行に専念されるべき立場であると考えます。経営的感覚を放棄されたような議案には反対いたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

議案第7号に対して、私は反対する立場で討論をいたします。

総合支所とは、地方自治法第155条の第1項に基づいて設置された支所をいうということで明記をされております。

嬉野市は、今回の提案では、自治法に基づかない総合支所を提案されているが、何に基づいて総合支所を設置されるのか、法律に基づかない総合支所は市民に、私たち議員としても説明ができなく、理解も得られない。行政は、行政サービス向上のため、地方自治法に基づいて運営が行われております。地方自治法とはどれだけの権限があるのかおわかりでしょうか。

現行の地方自治法第155条第1項を削除しての条例改正は法律を逸脱するもので、改正には賛成できないという立場で討論いたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第7号 嬉野市総合支所設置条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第8号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第8号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第9号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第9号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第10号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第10号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一

部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第11号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第11号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第12号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第12号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第13号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第13号 嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第14号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第14号 嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第15号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第15号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第16号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第16号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第17号 嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第17号 嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第18号 嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第18号 嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第19号 嬉野市土地開発公社定款の一部変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第19号 嬉野市土地開発公社定款の一部変更については可決されました。

次に、議案第21号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第21号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）は可決されました。

次に、議案第22号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第22号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第23号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第23号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第24号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第24号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第25号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第25号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第26号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第26号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第28号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第28号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）は可決されました。

次に、議案第29号 平成20年度嬉野市一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第29号 平成20年度嬉野市一般会計予算は可決されました。

次に、議案第30号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第30号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計予算は可決されました。

次に、議案第31号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第31号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計予算は可決されました。

次に、議案第32号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

議案第32号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算に反対する立場で討論をいたします。

4月からいよいよスタートする後期高齢者医療制度は、真のねらいが医療費抑制を目的とした高齢者の負担強化であると思います。保険料は75歳以上の、原則市民が支払う義務が生じることになります。また、扶養家族に対しても、新たに6カ月後に支払い義務が生じます。保険料を年金から天引きする強制徴収に対しても、この制度の趣旨を御理解の高齢者市民から批判が出ています。高齢者の年金額が減額される中で、介護保険料と同じく、今回の保険料も天引きされると、当然のことながら手取り額が減少することになり、所得の低い人ほど苦しい生活を強いられることは明白であります。

年金が年間180千円未満の高齢者は、年金から天引きではなく、高齢者本人が市役所の窓口で納付することになるわけですが、滞納した場合は保険証を取り上げられ、資格証明書に切りかわることになるかと思えます。さらに、医療機関に支払われる診療報酬は定額制になるわけですが、必要な治療を何回行っても診療報酬は同じとなり、積極的に医者が治療を行えば行うほど医療機関の持ち出しとなるため、医療に制限が加えられる可能性が高いと推測をされます。主として、市報で啓発をされていますが、全くその中身が理解できない高齢者からは何ら反論はありません。しかし、十分理解をされている高齢者からは廃止してほしいとの声も聞かれます。

現在、75歳以上の高齢者世帯で、国保料、介護保険料を滞納されている方の本市の割合は増加の傾向にあります。この方たちは、当然ながら、後期高齢者医療保険料を払えなくなることは明らかであります。財政が厳しいから、高齢者に応分の負担を強いるこの制度は、長

生きずれば死刑だといわんばかりの悪法と言わざるを得ません。高齢者の医療の確保に関する法律に基づいたものといえども、今回は断じて許すことは私はできません。市長及び担当部課におかれましても、国、県に対して強くこの制度の廃止を求められることを要望いたしました。私の反対討論といたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第32号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算は可決されました。

次に、議案第33号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第33号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計予算は可決されました。

次に、議案第34号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第34号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第35号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第35号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第36号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第36号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第37号 平成20年度嬉野市水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第37号 平成20年度嬉野市水道事業会計予算は可決されました。

次に、議案第38号 土地の取得について討論を行います。

ここで地方自治法第117条の規定によって、1番小田寛之議員は除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔小田寛之議員 退席〕

議案第38号について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第38号 土地の取得については可決されました。
それでは、1番小田寛之議員の入場を求めます。

〔小田寛之議員 入場、着席〕

次に、議案第39号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第39号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）は可決されました。

日程第2. 発議第3号 障害児保育事業ならびに特別支援教育支援員に対する財政的支援の拡充を国に求める意見書について及び日程第3. 発議第4号 障害児保育事業ならびに特別支援教育支援員に対する財政的支援の拡充を佐賀県に求める意見書についてを一括して議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

発議第3号並びに発議第4号 障害児保育事業ならびに特別支援教育支援員に対する財政的支援の拡充を国に求める意見書並びに佐賀県に求める意見書について御説明を申し上げます。

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

提出は文教厚生常任委員会であります。

理由は、障害児保育事業及び特別支援教育支援員に対する財政的支援の拡充を国に求めるためと佐賀県に求めるためでございます。

理由につきましては、意見書案を朗読して御説明とかえさせていただきます。

障害児保育事業ならびに特別支援教育支援員に対する 財政的支援の拡充を国に求める意見書（案）

平成17年11月7日、障害児自立支援法が制定され、平成18年10月1日から施行された。その目指すところは、障がい者が健常者と同じように暮らせる社会である。

しかし、障がい児保育ならびに発達障がい児童・生徒について、国の支援は後退している

ものと言わざるをえない。

障がい児保育について国は、平成15年度からそれまで特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れるために保育士加算を補助する「障害児保育事業」を廃止した。また、障害児保育事業を補完するため、各県では中軽度の障がい児を受け入れるための保育士加算経費に対し補助する「障害児保育推進事業」を実施されてきた。

しかし、平成19年8月28日付けの厚生労働省課長名の「障害児保育円滑化事業については、地方交付税のうち地域の子育て支援のための措置に大幅拡大され、障がい児保育についても充実が図られたことから、平成19年度限りで廃止する。」旨の通知で、佐賀県ではこの補助事業も廃止された。

また、特別支援教育支援員は学校教育法（平成18年6月改正）により、発達障がい児童・生徒などの特別な支援のために、国は平成19年度に2万1000人相当分（250億円）、平成20年度は3万人分の地方財源措置をおこなうとしている。国が示す3万人は全国の公立小中学校数に相当しており、通常学級に在籍する発達障がいを持つ児童・生徒は、ひとつの学級に対し6%以上在籍するという調査結果を考えれば実態にあった人員数とは言えない。

障害児保育事業ならびに特別支援教育支援員事業に対しては、地方交付税措置での財政支援であり、市町村の交付税総額が抑制されるなか財源が確保されているとは言いがたく、また、交付税は個別の事業にあてはめるために交付されるものではない。

障害児自立支援法の主旨である、健常者と同じように暮らせる社会を目指すのであれば、保育所ならびに学校の受け入れ体制の整備充実は不可欠である。よって国は国庫負担金あるいは国庫補助金として支給され、市町村が現実に対応できるよう措置されることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

提出先は衆議院議長並びに参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣であります。

続きまして、発議第4号、意見書（案）でございますが、ここは最後の4行の分が変わっております。朗読はこの4行が変わっている分だけ御説明申し上げます。

障害者自立支援法の主旨である、健常者と同じように暮らせる社会を目指すのであれば、保育所ならびに学校の受け入れ体制の整備充実は不可欠である。よって佐賀県におかれては、国庫負担金あるいは国庫補助金として支給されるよう国に要望し、市町村が現実に対応できるよう措置されることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

提出先は佐賀県知事古川康様でございます。

以上であります。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第3号及び発議第4号について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第3号及び発議第4号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に、発議第3号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第3号 障害児保育事業ならびに特別支援教育支援員に対する財政的支援の拡充を国に求める意見書については原案どおり可決されました。

次に、発議第4号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第4号 障害児保育事業ならびに特別支援教育支援員に対する財政的支援の拡充を佐賀県に求める意見書については原案どおり可決されました。

ただいま可決されました発議第3号及び発議第4号の意見書につきましては、後日関係大臣等へ送付をいたします。

日程第4．委員長報告を議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました陳情の審査結果について、委員長に報告を求めます。

まず、本定例会で総務企画常任委員会に付託した平成20年陳情第3号及び陳情第4号の審査結果について、一括して報告を求めます。川原等総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（川原 等君）

それでは、陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第100条の規定により報告をいたします。

陳情第3号、件名、吉田公民館サイレン等設置に関する陳情書。

審査の結果、採択といたしました。理由として、願意妥当と認めます。陳情された施設については、既に整備されているが、適切な管理運用が必要であるとの理由でありますということで所管課に申し入れをしたいと思います。

次に、陳情第4号 「ILO勧告に基づきJR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択」の陳情について。

審査の結果、継続審査といたします。理由として、本陳情については、事実関係の把握など議論を深める必要があるため、継続審査といたしました。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を求めます。

最初に、平成20年陳情第3号 吉田公民館サイレン等設置に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成20年陳情第3号についての質疑を終わります。

これから平成20年陳情第3号 吉田公民館サイレン等設置に関する陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成20年陳情第3号 吉田公民館サイレン等設置に関する陳情書については、採択とすることに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会に付託した平成20年陳情第1号及び陳情第2号の審査結果について、一括して報告を求めます。野副道夫産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（野副道夫君）

産業建設常任委員会に付託をされました案件を審査いたしました結果を御報告申し上げます。

陳情第1号 駐車場の設置を求める陳情であります。

この件につきましては、審査結果としては採択であります。

内容は、商店街の活性化には駐車場は必要であることから、願意は妥当ということで認めました。しかしながら、市内の他の市営駐車場の関連を考え、有料駐車場とすべきであるという理由でございます。

それから、陳情第2号につきましては、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情でございました。

この件については不採択といたしました。理由は、自然林の復元は重要であるということは理解をいたしますけれども、現実的に農作物への被害等は甚大であり、現在は捕殺による被害防止は欠かせないものであるという理由から、不採択といたしました。

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を求めます。

最初に、平成20年陳情第1号 駐車場の設置を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成20年陳情第1号についての質疑を終わります。

続いて、平成20年陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。太田議員。

○12番（太田重喜君）

今、口頭では農作物等となっておりますけれども、これ文面では農作物となっております。いわゆる、林道、あるいは農道、あるいは水路への被害等も非常に大きいもので、農作物だけじゃなくて、ぜひ「等」の文字を文言の中に入れてほしいと思うんですが、どうでしょう。

○産業建設常任委員長（野副道夫君）

理由の中へですね。それは入れることは結構だと思います、農作物等をですね。ただ、委員会の中では、そういう話も出ました。したがって、ここで文面に入れておるのは、まず農作物の被害というのは大きな被害を受けているんだということで農作物としておりますけれども、農作物等とすることはやぶさかではありません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで平成20年陳情第2号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

最初に、平成20年陳情第1号 駐車場の設置を求める陳情書について討論を行います。討

論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告とおりの採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成20年陳情第1号 駐車場の設置を求める陳情書については採択とすることに決定いたしました。

次に、平成20年陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本案を採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員少数であります。したがって、平成20年陳情第2号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情については不採択とすることに決定しました。

なお、採択されました平成20年陳情第1号及び陳情第3号については、後日執行部へ申し入れを行っていきたいと思います。

日程5. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件の質疑、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。平成20年第1回嬉野市議会定例会を閉会したいと思います。どうも御苦勞さまでございました。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員